

平成28年5月16日

知的財産高等裁判所 御中

東京都国立市富士見台二丁目39番地の1  
公益財団法人生長の家社会事業団代表理事

久保文剛



## 陳述書

私は、以下の略歴に述べますとおり、本件訴訟の被告である宗教法人「生長の家」において法律実務の中核業務を長年担当してまいりました。また、現在は公益財団法人生長の家社会事業団の代表理事として、被告との数々の民事訴訟を遂行してきたことにより、被告の社会的常識を逸脱した行為の背景や原因等についても知悉する立場にあります。

このたび、公益財団法人生長の家社会事業団が本件訴訟の原告補助参加人となることを御庁決定により認められましたので、御庁の法と証拠に基づく公正なご審判の参考として、補助参加人代表者である私自身が精通者として認識しました客観的事実を陳述します。

### 1. 略歴（私の立場）

(1) 私は、昭和23年3月30日、佐賀県に生まれ、昭和45年3月、福岡大学法学部法律学科を卒業し、昭和47年3月、福岡大学大学院法学研究科公法専攻修士課程を修了し法学修士（福岡大学）の学位を取得し、昭和50年3月、福岡大学大学院法学研究科公法専攻博士課程を単位修得しております。

大学院では、憲法学の森三十郎教授に師事いたしました。現在の所属学会は、「憲法学会」、「宗教学学会」及び「九州法学会」であります。学会における業績として「宗教学学会」の宗教法制研究会において2回報告を行い、同学会誌『宗教法』にその報告論文が掲載されております。（平成10年3月28日青山学院大学における宗教法制研究会において「改正宗教法人法に基づく情報開示の実務について」を報告し、宗教学学会平成12年3月発行『宗教法』第18号に同名論文掲載。平成16年3月27日、日本福祉会館における宗教法制研究会において「租税特別措置法第40条の意義と、その対応宗教法人規則について」を報告し、宗教学学会平成17年11月発行『宗教法』第24号に同名論文掲載。）

(2) 昭和48年9月1日から、宗教法人「生長の家」（以下「教団」と略称します。）に奉職しました。

奉職当初は福岡県駐在での勤務（教団の福岡県駐在本部青年局員）でしたが、昭和56年5月20日、東京都渋谷区神宮前一丁目23番30号に所在する教団本部事務所に転勤となりました。

昭和60年4月1日に、教団本部に、新部署として「法務部」が設置され、著作権の管理等を含む教団の法務（法的業務）を担当することとなりましたが、同日付で、私は、同部勤務となりました。

この当時、私の直属上司は、教団の責任役員（理事）であり、かつ総務局長兼法務部長である栗原之夫氏でした。私は、栗原之夫総務局長兼法務部長の命を受けて、教団の著作権関係の実務全般を担当し、かつ精通する立場にありました。

また、昭和60年6月17日、教団の創始者である谷口雅春先生が逝去されましたが、私の直属上司の栗原之夫総務局長は、永年にわたり谷口雅春先生の税務申告等を補佐してきた清都松夫氏（株式会社日本教文社代表取締役、教団財務局長を歴任）とともに、谷口雅春先生の相続問題に関する実務を担当しておりましたので、私も、この相続に関する法的問題はよく承知する立場にありました。特に、谷口雅春先生から教団に対する遺贈が記載されていた遺言の問題があり、租税特別措置法第40条及び相続税法第66条第4項に係る問題は、上司の命により法的調査を行いましたので、この谷口雅春先生の相続や遺贈及び相続税について、どなたが実際に関与したかしていないかは、私自身よく認識しております。

（注、「法務部」は設置当初の名称は「総務局法務部」でしたが、その後教団の事務組織変更により、部署名は「総務部法務課」、「財務部法務課」、「運営管理部法務課」に順次変更しています。現在は「理事長室法務課」。）

平成4年4月7日、私は法務課課長補佐を命じられ、さらに平成5年7月6日、法務課課長を命じられ、以後、平成14年9月1日まで教団の法務課課長として教団全体の法的業務の中核職務を担当しておりました。

教団法務課における私の勤務は17年以上になりますが、一貫して「法と社会倫理に基づく法人規則・定款（寄附行為）の厳守と公正な運営」を基本姿勢として、教団における運営上の問題解決並びに全国の被包括宗教法人、海外の法人及び各種関係団体からの依頼による指導・助言を行ってまいりました。

これは、教団創始者谷口雅春先生が、国法と道義の遵守を教団運営の基本姿勢とされ、また、第二代の教団総裁谷口清超先生が「ウソをつかず、正直に」と法と倫理の遵守を指導されてきたことによります。

特に、平成7年の宗教法人法改正に当たりましては、総裁谷口清超先生の承認を受け、当時の直属上司松下昭責任役員（理事）の下で、宗教法人の公正かつ民主的な運営を図る宗教法人法改正の主旨に基づき、教団の宗教上の最高規範である「生長の家教規」、教団の宗教法人規則、多くの諸細則並びに全国の被包括宗教法人の規則を、公正でかつ信者の意思を反映する民主的な運営ができるよう抜本的な改正を検討起案し、それぞれ所要の機関において慎重審議のうえ決議していただきましたが、それらの業務の中核を担ってまいりました。

海外については、法務課在任中、20カ国・地域に出張指導を行い、「法と社会倫理の厳守」の立場から、現地法人の設立、定款の改正、法的諸問題の解決の指導を行ってまいりました。

各種関係団体については、平成10年1月から3年間、財団法人生長の家社会事業団（以下、公益財団法人移行後を含め「原告補助参加人」といいます。）の監事に就任しています。平成11年4月から3年間、財団法人新教育者連盟の評議員にも就任しています。

平成14年9月1日から平成23年8月31日まで、教団本部より、東京都調布市飛

田給二丁目3番地1に所在する宗教法人「生長の家本部練成道場」に、本部課長待遇で出向いたしました。

平成23年8月31日、教団を依願退職しました。

平成23年10月1日をもって、原告補助参加人に奉職し、同日付けで、その公益法人制度改革委員長を拝命しました。

原告補助参加人は、平成24年3月28日、内閣総理大臣の公益認定を受けて、同年4月1日をもって、特例民法法人から、公益財団法人に移行いたしました。

現在、私は、平成26年3月12日、原告補助参加人の代表理事（理事長）に就任するとともに、現在に至っております。

## 2. 原告補助参加人、被告間の著作権問題に係る民事訴訟について私が現認した事実

前述しましたとおり、私は、教団において著作権等を含む法務を所管する「法務部」が昭和60年に設置されて以来、平成14年まで一貫してその職務を担当してまいりましたので、原告補助参加人、被告（教団）間の著作権問題の背景及び民事訴訟に係る事実経緯については、直接かつ詳細に、私自身が現認しているところであります。

### 背景説明（原告補助参加人、被告（教団）の設立と関係）

ア、教団内では周知の事実であります。背景説明として、原告補助参加人、被告（教団）の設立とそれらの関係について、簡単に略述いたします。

イ、原告補助参加人は、昭和21年1月8日、主務官庁（東京都長官）の設立許可により「財団法人生長の家社会事業団」として設立しました。

本邦において、その名称中に「生長の家」を有する法人の設立は原告補助参加人が歴史的に最初であります。原告補助参加人は、設立時においては、唯一正当な「生長の家」の名称を有する法人でありますので、設立以来の沿革において、谷口雅春先生ご揮毫の「實相」の書を礼拝の対象（本尊）とし、谷口雅春先生の宗教的信念の象徴である「光輪卍十字架図」を使用して、その公益事業である児童の宗教的情操教育を行い、児童の先祖供養祭等の儀式行事（葬儀を含む。）を執行し、谷口雅春先生著作の教義が述べられた著作物である『生命の實相』等が基本資産（現在は、不可欠特定財産である基本財産）でありますので、その普及を行ってきたのでありますので、広義の宗教活動を行う団体でもありますので、憲法上の信教の自由の規定の対象として権利保障の保護を受けるべき団体であるともいえます。

（現在の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律においても、公益目的事業の範囲である限り、特定の宗教的儀式等の宗教活動が行われることはまったく問題がなく、公益財団法人東京都慰霊協会等の慰霊事業等の多くの実例があります。）

谷口雅春先生が生長の家大神の神啓を受けられ、昭和5年3月1日、個人雑誌『生長の家』誌を創刊されて生長の家人類光明化運動の開始を宣言されました。

それを第一の立教宣言と申し上げるならば、大東和戦争直後、復刊第一号の『生長の

家』誌（昭和20年11月号）に掲載されたご文章「生長の家社会事業団の設立」について、谷口雅春先生は、「これは戦後の生長の家人類光明化運動の発進宣言ともいえるべき文章であるのである。」（谷口雅春著日本教文社刊『大和の国日本』「はしがき」）と、第二の立教宣言であることを明言されました。

この第二の立教宣言である「生長の家社会事業団の設立」の御文章には、日本救国・世界救済の具体的方策として、天皇国日本の護持を目的とする政治結社をはじめとする十項目の構想が掲げられましたが、これは、日本国実相顕現運動・人類光明化運動として展開され、共産革命の危機にあった戦後日本において、「日の丸か赤旗か」の国民総自覚運動、政治結社「生長の家政治連合」の結成、建国記念日制定、元号法制化、昭和天皇ご在位五十年奉祝運動等々として、祖国を救う運動となつてまいりました。

また、谷口雅春先生は、生長の家社会事業団の設立のために、聖典『生命の實相』及び聖經『甘露の法雨』等の著作権を永続的基本資産として御寄付され、偉大な真理の法脈を託されました。

生長の家社会事業団では、『生命の實相』『甘露の法雨』等の著作権を大切に護持してその普及に努めるとともに、人類光明化のため、ブラジル、アメリカ合衆国、中華民国、大韓民国、ドイツ、フランス等海外諸国における聖典聖經の翻訳出版等を援助推進し、多くの人々の魂が救われてきました。

設立者谷口雅春先生より偉大な真理の法脈を託された生長の社会事業団は立教以来の正統な歴史を継承する唯一の団体である「本当の生長の家」として益々躍進する所存です。

ウ、本陳述書で教団と略称しております被告の宗教法人「生長の家」は、昭和26年5月30日に、宗教法人法に基づく宗教法人として設立され、設立当初の名称は宗教法人「生長の家教団」です。

エ、教団は、宗教法人法第2条第1号に規定する団体（いわゆる単位宗教団体）である「教化部」（教区における教義宣布の中心機関）、「道場」（信者の教化育成を行う練成道場等）及び「伝道本部」（主要な海外諸国において現地信者により構成された宗教団体）により構成される同法同条第2号に規定する団体（いわゆる包括宗教団体）が、同法により法人となったものであります。（宗教法人法第4条）

オ、教団とそれに包括される単位宗教団体との間には、契約の一種として、包括・被包括関係が設定されます。ただし、被包括単位宗教団体は、その意思により、包括宗教団体との被包括関係を自由に廃止することができます。（宗教法人法第26条第1項後段）

もし、教団からすべての被包括単位宗教団体が離脱した場合は、教団は自動的に解散となります。（宗教法人法第43条第2項第6号）

カ、公益財団法人である原告補助参加人と、教団との間には、このような包括・被包括関係は民法法人時代から一切存しません。

原告補助参加人は、設立以来、主務官庁（現在は行政庁たる内閣総理大臣）の監督下

で、法令及び寄附行為（現在は定款）に厳格に従い、理事会及び評議員会による意思決定及び監事の監査によって、独立して適正に管理運営されてきたものであります。

従って、被告が主張するような、原告補助参加人に対する教団の管理権などというものは法令上も事実上もまったく存しません。

キ、以上の事項は、財団法人世界聖典普及協会（現在は一般財団法人世界聖典普及協会）や株式会社日本教文社等の関係団体についても本来同様であり、それらの理事や取締役らは、教団創始者谷口雅春先生や第二代総裁谷口清超先生の基本姿勢に学び、法令及び寄附行為・定款を遵守して、適正に管理運営しなければならないとの意識を有していたとは思いますが、しかしながら、それらの理事や取締役に就任（当該団体と原告補助参加人との民訴訟発生後は、退任している。）し、教団の第三代総裁就任予定者との立場から、事実上、強大な支配的影響力を行使してきた事実があります。

ク、本来、教団は世襲制ではありませんでしたが、創始者の谷口雅春先生が教団総裁の立場から離れて教団の運営に関与されていない時期の昭和26年9月9日、「生長の家教団教規」が制定されたとき、役員からの発意により、「教祖の家系に属する者のうちより」との世襲制が同教規第10条に定められました。

谷口雅宣氏本人は、元々、教団の総裁に就任することは希望していなかったとのことですが、谷口清超氏の次男であったため（注、長男は幼少時に逝去）、世襲制により、第三代総裁となりましたが、国家観、天皇観の信条は、創始者谷口雅春先生とは大きく相違しているとは現在多くの識者が指摘するところであり、教団運営に関しても「法と社会倫理」を厳守されてきた創始者谷口雅春先生や第二代総裁谷口清超先生とは大きく異なり、恣意的な支配権力を行使する姿勢であることが実際の教団運営上からも明白であることは、古くからの多くの信者や元幹部から指摘を受けているところです。

原告補助参加人と、教団又はその関係団体との著作権等に係る民事訴訟の経緯

## ア．株式会社日本教文社の著作権侵害に関する同社及び教団との訴訟

最高裁判所の上告棄却により最終確定した民事訴訟について

平成25年5月27日、最高裁判所は第一小法廷の裁判官全員一致による決定を下しました。

この日、最高裁判所は、平成21年から争いとなっていた『生命の實相』等の著作権を主とする以下の民事訴訟について、知的財産高等裁判所の判決を全部不服とする宗教法人「生長の家」（以下「教団」と略称）と株式会社日本教文社の上告を棄却し、公益財団法人生長の家社会事業団及び株式会社光明思想社を全面的勝訴とし、教団らを全面的敗訴とする歴史的判決を最終確定させたのです。

### 第1事件

そもそも、『生命の實相』の著作権は、昭和21年1月8日、著者谷口雅春先生より、

財団法人生長の家社会事業団設立の基本資産としてご寄付されています。

谷口雅春先生は、大東亜戦争の終戦直後、日本救国・世界救済の宗教的信念に基づき、光明化運動の第二の発進宣言と言われる「生長の家社会事業団の設立」の十大項目を発表され、全信徒の協力を呼びかけられるとともに、『生命の實相』（聖詩篇・経典篇所収の『甘露の法雨』等の聖經を含む）の著作権及び私財を財団法人生長の家社会事業団設立のためご寄附されました。

この著作権のご寄附について、当時、東京都知事に「証明書」を提出されておられます。

更に、谷口雅春先生のご昇天後、昭和63年、ご相続人である谷口輝子先生、谷口清超先生、谷口恵美子先生の三先生の委任により、生長の家本部の顧問弁護士が代理人となり、著作権法に基づき、文部省の文化庁長官に対して、「『生命の實相』及び『甘露の法雨』等の著作権が、谷口雅春先生より、財団法人生長の家社会事業団に、昭和21年1月8日譲渡された。」との登録申請が行われ、国の「著作権登録原簿」に明確に登載されました。

ところが、このように明確な谷口雅春先生のご遺志並びに谷口輝子先生、谷口清超先生及び谷口恵美子先生の三先生による著作権譲渡の手續を無視する暴挙が、秘密裡に行われていたことが発覚しました。

すなわち、昭和57年5月1日、『生命の實相』初版の発刊50周年を祝して、日本教文社から発行された初版革表紙『生命の實相』復刻版は好評のため刷り増しを重ねましたが、財団法人生長の家社会事業団の正式な許諾を得ることなく、何者かからの秘密の圧力により、印税（著作権使用料）が支払われなくなり、終には、奥付の財団法人生長の家社会事業団理事長の検印も削除されていました。

そのことは、平成20年10月頃、信徒から贈呈された初版革表紙『生命の實相』復刻版の刷り増しを偶然見た関係者が、奥付に財団法人生長の家社会事業団理事長の検印が無く、著作権表示が財団法人生長の家社会事業団と異なる表示に改竄されていることに気付いた次第です。

直ちに、日本教文社に対して、財団法人生長の家社会事業団代理人の弁護士より正式に内容証明郵便により照会したところ、最初の返答では「古いことなので資料がどこにあるかわからない、関係の担当者が退職しているので、回答に猶予をもらいたい」との内容でした。

ところが、次の返答は驚くべき内容でした。すなわち、「生長の家社会事業団は『生命の實相』の著作権者ではない。しかも、『生命の實相』のうち、頭注版と愛蔵版に限定して印税を受け取ることができるだけだ」という、暴論を返答してきました。

このため、財団法人生長の家社会事業団は、やむなく、東京地方裁判所に対して、株式会社日本教文社が、初版革表紙『生命の實相』復刻版の著作権表示の改竄と印税未払いを謝罪し、著作権侵害の損害を賠償すべきことを訴えました。（第1事件）（東京地方裁判所平成21年(ワ)第6368号事件）

なお、この裁判の途中で初めて明らかになったことですが、日本教文社は、初版革表紙『生命の實相』復刻版に引き続き、『生命の實相』第二巻の『久遠の實在』復刻版を発行していますが、この奥付に著作権者として財団法人生長の家社会事業団理事長の検印があるにもかかわらず、その印税は財団法人生長の家社会事業団に全く支払われていないことも判明しました。

しかも、日本教文社は、初版革表紙『生命の實相』及び復刻版『久遠の實在』復刻版の未払い印税について5年以上未払いの商事債権は既に時効だから支払う必要はないなどと社会的モラルの片鱗も無い厚顔無恥な主張を行いました。

#### 第2事件

これに対して訴訟開始後、教団は、著作者の遺族も原告とさせ、財団法人生長の家社会事業団と光明思想社に対して、『古事記と日本の世界的使命—甦る『生命の實相』神道篇』等の各書籍の出版差止めと謝罪を要求するという民事訴訟を起こしました。

その主張は、端的に纏めれば、第一に、財団法人生長の家社会事業団は著作権者ではなく出版の企画や運営を独自に行うことができない。財団法人生長の家社会事業団の事業運営については、教団が“管理権”なるものを持っていて、その全面的支配統制に服従すべきであるというものであり、第二に、生長の家教修会で現総裁が公言し、教団出版の教修会記録でも一般に公表した“谷口雅春先生は、戦時中誤りを犯した。だから、終戦後の神示で、神様に叱られたのだ”という主張(暴論)に盲従して、谷口雅春先生は、戦後、国家観・天皇観を変更されたから、生命の實相神道篇の復活を許されなかったのだ。その発行は、著作者人格権を侵害するというものでした。これが第2事件(東京地方裁判所平成21年(ワ)第17073号事件)であります。

#### 第3事件

出版社として許されない最大の罪悪である著作権侵害を行った不誠実な日本教文社に対しては、当然のことながら、著作権者である財団法人生長の家社会事業団は、すべての出版契約を解除しました。

それにもかかわらず、日本教文社は独占的出版権を今なお有しているなどと主張し、財団法人生長の家社会事業団と正式に出版契約を結んだ光明思想社に対して出版差止めの訴えを起こすという暴挙に出ました。これが第3事件(東京地方裁判所平成21年(ワ)第41398号事件)です。

以上～が最高裁判所が上告棄却した事件ですが、これらの裁判途中で以下の仮処分申立事件も生じております。

#### 仮処分申立事件1

教団と、日本教文社は、第2事件及び第3事件につき、同じ内容について仮処分の申立も行ないましたが、東京地方裁判所は、教団と、日本教文社の言い分(被保全権利)を完全に否認する決定(東京地方裁判所平成21年(ヨ)第22079号事件)を行い、知財高裁も第1事件～第3事件の判決と同一日の決定により抗告を棄却し、確定しました。(平成23年(ラ)第10003号 著作権仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件)

#### 仮処分申立事件2

平成23年11月、日本教文社は、出版契約がなくなっている著作物を違法であるにもかかわらず、「緊急避難」を名目に出版することを教団の最高首脳者会に報告し、公然と全国に通達しました。これに対して、財団法人生長の家社会事業団は、同年12月1日付内容証明郵便「明白な著作権侵害の犯罪行為の即時停止要求の通知」を発信しました。

同月9日、財団法人生長の家社会事業団と光明思想社とは東京地裁に差し止めの仮処分を申立て、同月16日、裁判所の斡旋により、日本教文社の違法発行差し止めの和解が成立しました。(和解内容は財団法人生長の家社会事業団の申立て内容のとおりであり、か



つ、和解調書は、確定判決と同一の法的効力を有します。) (東京地裁平成23年(ヨ)第22102号 書籍発行差止仮処分申立事件)

～ の3つの事件は結果として併合審理となり、平成23年3月4日東京地方裁判所の判決が、平成24年1月31日知的財産高等裁判所の判決が出されました。 の仮処分申立事件1も同様の決定(地裁は申立却下、高裁は抗告棄却)が出されました。

知財高裁で完全敗北した教団及び株式会社日本教文社は、平成24年2月14日付で「同判決は全部不服であるから」として最高裁判所に上告しました。

同年4月10日、上告人らは、「上告理由書」等を提出しています。

最高裁判所第一小法廷は、裁判官全員一致により、平成25年5月27日、次の主文及び理由を決定し、同月28日、訴訟代理人宛に調書(決定)を送達し、同月29日訴訟代理人から公益財団法人生長の家社会事業団(注、平成24年4月1日付けをもって、特定民法法人より公益財団法人に移行した。)への通知を受けましたので、直ちに、全国の生長の家教区、道場及び海外の伝道本部等に、最高裁判所の判決を、ファクシミリ及び郵送により、通知いたしました。

「裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

#### 第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

#### 第2 理由

##### 1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

##### 2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成25年5月27日

最高裁判所第一小法廷

以上の最高裁判所の決定により、知的財産高等裁判所の判決(引用肯定された東京地方裁判所の判決を含む)が最終確定し、確定判決としての効力を生じました。

法と証拠に照らした各裁判所の厳正な審判により、教団と日本教文社による違法不当な要求は、ことごとく退けられました。

特に、現教団らによる「谷口雅春先生は、戦後、国家観・天皇観を変更された」との主張を否認する裁判所の重要な根拠として、谷口雅春先生著の『秘められたる神示』中の

「『生命の真相』の第十六巻に収録されてあつた『古事記』の講義なども発禁の運命を甘受しなければならなかつた。私は、日本國家の前途を思ひ、日本民族に課せられた運命を思ひ、泣くに泣けない悲しみの中に、眠られぬ幾夜を過ごしてゐた(後略)」

との御文章が、東京地方裁判所の判決書の「当裁判所の判断」(知財高裁も肯定。最高裁



により最終確定)に堂々と引用・掲載され、谷口雅春先生のお考えが戦前・戦中・戦後も一貫して変わっていないことが証明されたことは、心ある人々に深い感銘を与えました。

財団法人生長の家社会事業団創立者谷口雅春先生は、その主著『生命の實相』、『聖經甘露の法雨』その他の著作物の著作権を、私有財産とされることなく、人類の至宝として永続的・恒久的に保全されるとともに国家社会の公益に貢献せんがために、公益法人である財団法人生長の家社会事業団の基本資産とされたのであります。

今回の判決は谷口雅春先生のこのような高貴な御志とご真意が、裁判所という公平中立な公的機関によって高く評価・尊重されたという事実が明らかとなり、社会的にも重大な意義を持つものです。

#### 株式会社日本教文社からの不当な蒸し返し訴訟について

平成25年2月27日、教団の代表者会議の席上で、教団代表役員の磯部和男氏は、同月25日付で、株式会社日本教文社が、公益財団法人生長の家社会事業団に対して新規の民事訴訟(平成25年(ワ)第4710号 著作物利用権確認訴訟事件)を提訴したことを発表しております。

財団法人生長の家社会事業団が正当に行った出版使用許諾契約書の更新拒絶について、日本教文社は契約違反をしていないなどと強弁し、かつ教団の意思を無視しているから無効だと主張しています。

このような主張は、既に東京地方裁判所及び知的財産高等裁判所において、日本教文社の出版権の主張が完全に否定されたことを無視する違法かつ不当極まりない主張ですが、最高裁判所における敗訴必至の状況にあたり、教団信徒からの不信と組織の深刻な動揺を押さえるために、「著作権問題は係争中であって、最終的結論はまだ出ていない。」との虚偽宣伝を教団が行う必要から、このような訴訟を提訴したのではないかと考えられます。

実際に、教団は、そのホームページにおいて、「日本教文社は本年2月25日、同事業団との出版使用許諾契約に基づき、聖經や『生命の實相』頭注版等について著作物利用権を有することの確認を求める訴訟を提起し、現在、係争中です。この裁判で日本教文社が勝訴した場合、聖經や『生命の實相』頭注版等は従前通り、日本教文社から出版されることになることを付記いたします。」

([http://www.jp.seicho-no-ie.org/news/sni\\_news\\_20130710.html](http://www.jp.seicho-no-ie.org/news/sni_news_20130710.html))との宣伝を継続中です。

公益財団法人生長の家社会事業団は、同社の提訴そのものが、民事訴訟法第142条(重複する訴えの提起の禁止)で禁止された違法なものであるとして、裁判所に却下を求めました。また、被告補助参加人として、出版権の設定を受けた株式会社光明思想社が訴訟参加しました。

平成25年6月4日の弁論準備手続において、担当裁判長からは、訴訟の対象である「訴訟物」が異なる(物権的権利と債権的権利)との判断が示され、証拠調べが行われることとなりました。

同年11月20日午後2時より、東京地方裁判所第421号法廷において、株式会社日本教文社代表取締役社長岸重人氏と、公益財団法人生長の家社会事業団法務担当業務執行理事久保文剛に対する、本人尋問及び証人尋問が実施されました。

平成26年2月7日午後1時30分より、東京地方裁裁判所第421号法廷において、次のとおり判決が言い渡されました。

「 主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。」

すなわち、原告（株式会社日本教文社）の完全敗訴であり、被告（公益財団法人生長の家社会事業団）及び被告補助参加人（株式会社光明思想社）の勝訴となりました。

以上の主文の根拠として同裁判所の判断が次のとおり判決書に示されました。（以下、重要部分のみ抜粋）

訴訟手続上の争点（前訴との二重起訴の有無）については前述のとおり当方の主張は採用されませんでした。が、実質的な争点（本件更新拒絶の有効性）については当方の主張が全面的に採用されました。

「第4 当裁判所の判断

- 2 争点2（本件更新拒絶の有効性）について

…本件出版許諾契約は、原告と、被告の代理人である生長の家との間で、被告のためにすることを明示して締結されたものであり（甲5）、その約款第3条には、「期間満了の3カ月前までに、甲（代理人を含む。）、乙いずれかから文書をもって終了する旨の通告がない限り、この契約と同一条件で順次自動的に同一期間づつ延長せられるものとする。」との条項があるところ（中略）、上記条項中の「甲（代理人を含む）」にいう「（代理人を含む）」との文言は、生長の家が契約当事者本人である被告の「代理人」として3条所定の通告を行う場合があることを意味するものと解され、上記文言を根拠として、更新拒絶は被告と生長の家の連名で行うことを必要とすると解釈することは、文理上明らかに困難である。したがって、原告の解釈は失当であり、被告は、単独で本件出版許諾契約の更新拒絶の意思表示をなし得るものである。」（判決書12～13頁）

「…しかし、当裁判所は、原告には復刻版の印税の支払につき本件昭和49年契約の債務不履行があり、原被告間の信頼関係は既に破壊されていると認められることから、本件更新拒絶は権利濫用に当たらないと判断する。」（判決書13頁）

「証拠等によれば、次の事実が認められる。

イ …上記寄附行為の文言などからすると、亡雅春が被告に寄附行為として移転した権利は、「生命の實相」の著作権であり、著作権収入を得る権利だけであったとは認められない。

…亡雅春が寄附行為により被告に著作権を移転した「生命の實相」とは、上記10書籍の著作物の全て（編集著作物としての著作権及びその素材となった著作物の著作権全て）であると解するのが相当である。」（判決書15～16頁）

「以上によれば、原告は、本件更新拒絶2がなされた平成21年2月4日時点において、被告に支払うべき復刻版の印税2740万円の未払があり、被告から平成21年1月13日付け「『履行催告』兼官契約解除」の通知」（甲12の1）によりその支払を催告されるもその支払をしなかったのであるから、このことは、本件昭和49年契約の債務不履行として本件昭和49年契約を解除するに十分な事実であるし、

本件書籍については本件出版許諾契約に切り替えたことにより形式的には本件昭和49年契約の対象外となっているものの、原被告間の信頼関係を破壊するに十分な事実であるから、本件出版使用許諾契約の更新拒絶の理由としても十分な事実というべきである。その後、被告による前訴第1事件の提起によりようやく50万円のみは回収できたが、それまでに被告は少なからぬ労力や弁護士費用を費やすこととなったのであり、また、2690万円については、前訴において消滅時効の援用がなされたため起算日に遡って債権がなかったことになったが（民法144条）、多額の不払により信頼関係が破壊された事実までもなかったことになるものでもない。

原告は、復刻版の著作権は亡雅春ないしその相続人に帰属すると信じて、復刻版の印税は亡雅春ないしその相続人に支払ってきたのであり、原告がそのように信じたことには正当な理由があったなどとする主張するが、復刻版の著作権が被告に帰属していることは前記のとおりであり、本件全証拠によっても、原告がそのように信じたことに正当な理由があったとは認められない。亡雅春の遺産分割協議書において、亡雅春の遺産として「復刻版 実相」が挙げられている（甲26・第3遺産目録64）としても、そのことは、亡雅春の相続人らの認識を示すものにすぎず、上記認定を左右するものではない。

その他、上記不払の事実にもかかわらず本件更新拒絶を権利濫用とすべきほどの事情は認められない。

3 以上によれば、本件更新拒絶はいずれも有効であるから、原告は本件出版使用許諾契約に基づく本件書籍の著作物利用権を有しない。

よって、主文のとおり判決する。」（判決書17～18頁）

全面的に敗訴した原告（株式会社日本教文社）は、教団の意向を受けてと思われませんが、平成26年2月20日、知的財産高等裁判所に控訴しました。同高裁は、同年9月3日弁論を終結し、同年10月15日午後1時15分、627号法廷で判決が次のとおり言渡されました。

「 主 文

1 控訴人の控訴を棄却する。

2 控訴費用は控訴人の負担とする。」

同高裁の判決は、公正かつ丁寧に、前訴からの経緯、双方の争点及び裁判所の判断を示しており、著作権訴訟の歴史においても優れた判決であると評価されます。

同月28日、日本教文社は、「全部不服であるから」として最高裁判所に上告しました（第三小法廷に平成27年1月27日訴訟記録到着）が、平成28年3月15日、最高裁第三小法廷は裁判官全員一致の意見で「本件上告を棄却する。」と決定し、公益財団法人生長の家社会事業団及び光明思想社の全面勝訴が最終確定しました。

## イ．財団法人世界聖典普及協会の著作権侵害に関する訴訟

昭和59年、当時、世界聖典普及協会常勤理事であった谷口雅宣氏の企画により、良本

峯夫氏謹誦の「甘露の法雨」のカセットテープが大量に製作販売されましたが、その後の「天使の言葉」及び「続々甘露の法雨」のカセットテープを含めて、著作権者である財団法人生長の家社会事業団とは契約が締結されず、印税も支払われていません。

財団法人生長の家社会事業団では、この20年以上にわたり著作権侵害の解決のため折衝を重ねてきましたが、誠意ある対応が得られないため、遂に、平成23年11月17日、東京地方裁判所に民事訴訟を提訴しました。(平成23年(ワ)第37319号著作権損害賠償等請求事件)

訴訟中の平成24年夏、重要な新証拠が発見されました。すなわち、昭和61年8月、当時の世界聖典普及協会理事長戸田挺伍氏と財団法人生長の家社会事業団理事長半田大定氏とにより正式に締結された「著作権使用契約書」の写しが財団法人生長の家社会事業団の保管書類中から発見されましたので、これを東京地方裁判所に提出した次第です。

その内容は、「聖經甘露の法雨」等の著作権が財団法人生長の家社会事業団にあることを世界聖典普及協会が認め、録音テープの印税を財団法人生長の家社会事業団に支払うことを確約したものです。遺憾ながら、この契約書の原本が財団法人生長の家社会事業団に返却されず、また契約内容が履行されていないことは、水面下での隠蔽・妨害工作があったことは間違いないと推認されます。

この新証拠によれば、既に有効に成立した契約の支払不履行にすぎないこととなるため財団法人生長の家社会事業団訴訟代理人に対して「訴えの変更申立書」を平成24年11月20日付で裁判所に提出した次第です。

本訴訟は、平成25年9月5日をもって口頭弁論を終結し、同年11月7日午後1時半、東京地方裁判所第721号法廷において判決言渡となり、同月11日に判決正本の送達を受けました。

その主要な内容は、次のとおりです。

- 「主 文
- 1 被告は、別紙物件目録記載第2のコンパクト・ディスクに表記された「Seicho Taniguchi, Emiko Taniguchi, 2006」の表示を削除せよ。
  - 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
  - 3 訴訟費用は原告の負担とする。
- 」

東京地方裁判所民事第47部は、本訴訟の基本的前提として、財団法人生長の家社会事業団が、谷口雅春先生から「生命の實相」及び「聖經甘露の法雨」等の著作権の譲渡を受けた真正な著作権者であると、明確に判示しています。

「第3 当裁判所の判断

- 1 原告が谷口雅春から本件原著作物の著作権の譲渡を受けたかについて

前記前提事実には、証拠(甲2ないし4, 7, 8, 11の2, 12の3, 13の3, 38ないし411)及び弁論の全趣旨を総合すれば、谷口雅春は、原告の設立を目的とする寄附行為で、資産に関し、5条で「本団ノ資産ハ左ニ掲グルモノヨリ成ル」とし、「一 基本資産」の一つとして「二 谷口雅春著作「生命の實相」ノ著作権」と定め、原告宛の昭和22年8月1日付け「證明書」において、「生命の實相」の著作権を昭和21年1月8日原告に寄附行為したことを証明する旨記載したこと、「生命の實相」に「聖經 甘露の法雨」が収録されていると

ころ、「聖經 天使の言葉」は、「聖經 甘露の法雨」が一度に唱えるためには長すぎることから、その一部を独立させたものであり、「聖經 続々甘露の法雨」は、「聖經 甘露の法雨」の続編であること、原告は昭和63年3月22日、谷口雅春の相続人の代表行使者である谷口清超との間で、谷口雅春から原告に対し、昭和21年1月8日に「聖經 甘露の法雨」の著作権が、昭和23年12月10日に「聖經 天使の言葉」の著作権が、昭和25年12月20日に「聖經 続々甘露の法雨」の著作権がそれぞれ譲渡されたことを確認し、昭和63年4月27日、本件原著作物について、谷口輝子、谷口清超及び谷口恵美子から原告に対する著作権の譲渡の登録が経由されたこと、原告が公益財団法人に移行する前に施行されていた寄附行為(平成元年3月30日変更後のもの)は、資産に関し、5条で「本団の資産は左に掲ぐるものより成る。」とし、「二 谷口雅春著「生命の實相」等の著作権」と定めていること、以上の事実が認められる。

上記認定の事実によれば、谷口雅春は、原告の設立に当たり、「生命の實相」の著作権を、これに関連する「聖經 甘露の法雨」の著作権とともに譲渡し、さらに、「聖經 天使の言葉」及び「聖經 続々甘露の法雨」について、それぞれこれを公表した際にその著作権を原告に譲渡したものと認められる。

そうであるから、「聖經 甘露の法雨」の著作権は、原告の設立の許可があった昭和21年1月8日に、「聖經 天使の言葉」の著作権は、これが公表された昭和23年12月10日に、「聖經 続々甘露の法雨」の著作権は、これが公表された昭和25年12月20日にそれぞれ原告に帰属したといえることができる。

被告は、谷口雅春は、設立趣意書において、「恒久的流動資産として、「生命の實相」の著作権収入を寄附行為す。」と記述し、また、昭和37年5月発行の「生命の實相」頭注版第1巻(乙20)の序文や昭和45年3月発行の月刊誌「生長の家」(乙21)の論文において、「生命の實相」や同人の著書全部の印税収入を原告に寄附したと記述しているから、同人は、著作物の印税収入を原告に譲渡したにとどまると主張するが、同人は、寄附行為で、基本財産の一つとして「生命の實相」の著作権を挙げ、また、証拠(甲39)によれば、同人は、上記寄附行為で、5条で「二 流動資産」の一つとして「ロ 基本資産ヨリ生スル収入」と定め、7条で「基本資産ハ社會環境ノ自然的变化ニヨル減價減失等ニヨルホカ人為的ニハ消費又ハ消滅セシムルコトヲ得ズ」(2項)と定めていることが認められるから、これらの寄附行為の定めを照らせば、設立趣意書や序文等が著作権収入のみを寄附行為したとの趣旨で記述されたとは考え難い。被告の上記主張は、採用することができない。

また、被告は、昭和60年12月に作成された谷口雅春の遺産目録(乙4)において、「録音テープ」の中に「聖經甘露の法雨」、「その他被相続人を著作者とする一切の言語の著作物」との記載があるから、本件原著作物を録音したものの複製権や頒布権は谷口雅春に留保されたと主張するが、これらの権利が谷口雅春に留保されていたことを認めるに足りる的確な証拠はないし、遺産目録がどのような経緯で作成されたものであるかが明らかでないから、遺産目録の記載のみをもって、複製権や頒布権が谷口雅春に留保されたことを認めることはできな

い。被告の上記主張は、採用することができない。」

また、被告世界聖典普及協会が、財団法人生長の家社会事業団との著作物使用契約に基づき複製頒布している「聖經甘露の法雨」のコンパクト・ディスクに、同契約に違反して、財団法人生長の家社会事業団の名称以外の著作権表記を行っている問題について、同裁判所は次のとおり契約違反であるとして削除を命じました。

「 5 本件CDの 表示が著作物使用契約（CD）に違反するかについて

被告は、原告が本件CDの 表示を前記前提事実 のとおりにすることを承諾したと主張し、被告代表者は、陳述書（乙29）及び代表者尋問においてこれに沿う陳述をする。しかしながら、原告は、谷口雅春の相続人の代表行使者である谷口清超との間で、谷口雅春から原告に対し「聖經 甘露の法雨」の著作権が譲渡されたことを確認しているのであるから、原告があえて本件CDについて著作権の帰属を不明確にするような 表示の記載を認めるとは考え難いところであり、反対趣旨の原告代表者の陳述に照らしても、被告代表者の上記陳述は、にわかに採用することができず、他に被告の主張する上記事実を認めるに足りる証拠はない。

そうであるから、本件CDの 表示は、著作物使用契約（CD）に違反するといわざるを得ない。」

しかし、遺憾ながら、同地裁民事第47部の判断では、昭和61年8月4日付の「著作権使用契約書」（甲49、50号証）について、「原本が真正に作成されたものであると認められる」と認定しましたが、印税の支払がなかったこと等から、「記載された内容の著作権使用契約が成立したと認めるのを相当としないという特段の事業があるというべきである。」と判断しました。

また、財団法人生長の家社会事業団が「平成18年頃まで印税等の扱いについて異議を述べていないこと」等から、「原告（注、財団法人生長の家社会事業団）は、昭和61年8月ころ、谷口清超らに印税に相当する額を支払うことを条件に本件カセットテープの複製、頒布を被告（注、世界聖典普及協会）に許諾したものと認められる。」と判断しています。

かつ、不当利得についても、「被告は谷口清超らに印税に相当する額を支払っているから、被告がこれを利得したということとはできない。」としています。

公益財団法人生長の家社会事業団が真正な著作権者であることの認定は当然のことではありますが、財団法人生長の家社会事業団が「昭和61年8月ころ、谷口清超らに印税に相当する額を支払うことを条件に本件カセットテープの複製、頒布を被告（注、世界聖典普及協会）に許諾した」等との事実認定は、全く、根拠薄弱かつ採証を著しく誤ったもので、最高裁判例に違反するものと言わざるをえず、財団法人生長の家社会事業団としては断固承服できるものではありません。

このため、公益財団法人生長の家社会事業団としましては、平成25年11月22日、断固として、知的財産高等裁判所への控訴を行いました。また、その後、請求内容を拡張（今後の複製・頒布も禁止）しました。

知的財産高等裁判所においては、弁論準備手続が行われてまいりましたが、平成26年12月15日をもって同手続が終結され、平成27年3月5日をもって口頭弁論終結（結審）となり、同年4月28日午後1時15分、次のとおり判決が言渡されました。

「 主 文

- 1 原判決中控訴人敗訴の部分を次のとおり変更する。
- 2 控訴人の主位的請求を棄却する。
- 3 被控訴人は、原判決別紙物件目録第1記載の各カセットテープを頒布してはならない。
- 4 被控訴人は、前項の各カセットテープを廃棄せよ。
- 5 被控訴人は、控訴人に対し、374万7600円及びこれに対する平成26年8月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 6 控訴人のその余の予備的請求を棄却する。
- 7 訴訟費用は、第1, 2審を通じてこれを2分し、その1を被控訴人の負担とし、その余を控訴人の負担とする。
- 8 この判決は、第3項ないし第5項に限り、仮に執行することができる。」

知財高裁において公正な訴訟指揮が行われた結果、原審の東京地裁の事実認定が大きく見直された次第です。

その結果、著作権者である公益財団法人生長の家社会事業団の許諾を得ることなく、違法に複製頒布を行ってきた被控訴人（世界聖典普及協会）の行為は著作権を侵害する不法行為であり、かつ、被控訴人は悪意ある受益者であると、以下のとおり断定され、不法行為による損害賠償義務及び不当利得の返還義務を有していると判断されました。

「以上によれば、被控訴人による本件カセットテープの複製・頒布行為は、本件原著作物に係る著作権を有する控訴人の許諾を得ることなく行われたものであり、上記著作権を侵害する行為であると認められる。したがって、控訴人は、被控訴人に対し、著作権法112条1項に基づき、本件カセットテープの頒布の差止めを求めるとともに、同条2項に基づき、本件カセットテープの廃棄を求めることができる。」（判決書62頁）

「被控訴人は、遅くとも、上記著作権譲渡登録がされた後は、亡雅春の相続人らは本件著作物の著作権を有さず、本件カセットテープの複製・頒布を被控訴人に許諾する権原を有しないことを認識していたものと認められるから、昭和63年4月27日以降の本件カセットテープの複製・頒布について、被控訴人は民法704条の悪意の受益者に該当する。」（判決書64頁）

「ア 争点3-2-1（著作権侵害につき被控訴人の故意又は過失の有無）について 前記イ記載のとおり、被控訴人は、本件カセットテープの複製・頒布について、悪意の受益者に該当するから、本件原著作物に係る著作権を侵害したことについて過失があると認めるのが相当である。」（判決書69頁）

しかるに、世界聖典普及協会は、以上の不法行為による損害賠償及び不当利得の返還について、既に時効だからその殆どを支払う必要はないなどと社会的モラルの片鱗も無い厚顔無恥な主張を行い、遺憾ながら不法行為の損害賠償義務の約90%の支払を逃れました。

なお、知財高裁の判決主文で「2 控訴人の主位的請求を棄却する。」とありますが、これは、前述の昭和61年8月に世界聖典普及協会戸田理事長と財団法人生長の家社会事業団半田理事長とにより締結された「著作権使用契約書」に基づく未払い印税の請求です。

ところが、世界聖典普及協会は、この契約書の成立そのものを否定しました。その結果、主位的請求が棄却されたのですが、これにより、同協会にとってむしろ不利な判決となりました。同協会は、財団法人生長の家社会事業団との何らの契約の根拠もなく、違法に力



セットテープの複製・頒布を行ってきたことが明白となったため、知財高裁より、「不法行為を行ってきた悪意ある受益者」と断罪されるに至り、頒布の禁止と在庫の廃棄が命じられたのです。

敗訴した同協会は平成27年5月11日付けで上告しましたが、上告事由に該当する理由がなかったため、知的財産高等裁判所は、同年7月17日、民事訴訟法に基づき、上告却下を決定しました。また、同協会は、最高裁判所に、上告受理申立も行いましたが、平成28年3月10日、最高裁第一小法廷裁判官全員一致の意見により、「1 本件を上告審として受理しない。2 申立費用は申立人の負担とする。」との決定があり、公益財団法人生長の家社会事業団の勝訴が最終確定しました。

## ウ．日本教文社及び教団による著作権侵害の違法出版差止め請求の訴訟について

株式会社日本教文社による『生命の實相』の類纂『生命の教育』の違法出版の差止め請求について

前述のとおり、最高裁判所において、『生命の實相』の真正な著作権者が公益財団法人生長の家社会事業団であることが最終的に確定しましたが、その類纂本である『生命の教育』について、株式会社日本教文社は、公益財団法人生長の家社会事業団と出版契約を締結することなく、また、印税を支払うことなく、違法出版を継続しております。このため、公益財団法人生長の家社会事業団は、財団法人生長の家社会事業団が正当に出版権を設定した株式会社光明思想社とともに、平成25年10月28日、東京地方裁判所に、株式会社日本教文社に著作権侵害差止め等を請求する訴訟を提起しました。（平成25年(ワ)第28342号著作権侵害差止め等請求事件）平成27年3月12日に次のとおり判決が言渡されました。

「 主 文

- 1 被告株式会社日本教文社は、原告公益財団法人生長の家社会事業団に対し、別紙目録記載1の書籍（注、「生命の教育」）を複製し、頒布し、又はインターネットのホームページ等の媒体を用いて販売の申出をしてはならない。
- 2 被告日本教文社は、原告公益財団法人生長の家社会事業団に対し、自ら在庫として保管し又は一般財団法人世界聖典普及協会において保管する前項の書籍を廃棄せよ。

」

以上の理由として、東京地方裁判所は、「生命の實相」はその素材も含めて原告生長の家社会事業団に著作権が帰属していること及び原告及び被告日本教文社間の信頼関係が破壊されていること等を次のとおり述べています。

「第3 当裁判所の判断

- 1 本件著作物1〔注、生命の實相〕の構成素材である論文の著作権の帰属（争点）について  
〔中略〕

上記認定事実を前提に本件著作物の構成素材である論文の著作権の帰属について判断する。

原告事業団の設立当時の寄附行為には、財団に帰属する財産として「『生命の實相』等の著作権」と記載され、本件著作物1の編集著作権に限定する記載はない。また、上記の認定のとおり本件著作物1の成立の経緯、本件著作物1の「生長の家」における位置付け、原告事業団の設立の目的等に照らせば、亡雅春が原告事業団を設立するに際し、本件著作物1の構成素材である論文の著作権を自己に留保して編集著作権のみに移転する意思であったとはうかがわれない。

以上によれば、本件著作物1が編集著作物であるとしても、本件寄附行為による移転の対象である「生命の實相」の著作権には本件著作物1の構成素材である論文の著作権が含まれるものと解される。相続人らが関与した本件確認書及び著作権登録の内容や、原告事業団の設立後に原告事業団を著作権者として昭和49年契約等が締結されていること、亡雅春、相続人らが、亡雅春に本件著作物1の構成素材である論文の著作権が留保されているとの主張をしてこなかったことも上記認定に沿うものである。

したがって、原告事業団は、本件寄附行為により、構成素材である論文の著作権を含む本件著作物1の著作権を取得したものと解される。

## 2 被告書籍1〔注、生命の教育〕の出版に関する許諾の終了（争点 ）について 〔中略〕

そこで、原告事業団による解約（前記カ）に正当な理由があるかをみるに

被告教文社は、別件訴訟1において、原告事業団は本件寄附行為により著作権収入を取得する権利を取得したにすぎないと主張し、原告事業団の著作権を争っていたこと、

被告教文社が、長期間多額の印税を支払わず、別件訴訟1において消滅時効を援用した結果、原告事業団は多額の未払印税を取得できなかったこと、

被告教文社は、別件訴訟1の後、本件著作物1の利用権をめぐって更に別件訴訟2を提訴したことなどを含む原告事業団と被告教文社との信頼関係は破壊されたというべきものである。

したがって、本件許諾は、原告事業団の解約により平成26年7月24日に終了したものと認められる。〔中略〕

以上によれば、被告書籍1〔注、生命の教育〕の出版は原告事業団の著作権（複製権、譲渡権）を侵害するものであるから、原告事業団の被告教文社に対する差止め及び廃棄請求は理由がある。」

以上の判決に対して、日本教文社は、同月25日、知的財産高等裁判所に控訴しましたが、同年9月3日、第1回の口頭弁論期日が開廷されましたが、同日をもって結審となりました。

知財高裁の判決言渡しは、平成28年2月24日行われ、この別紙目録1の書籍「生命の教育」については、第1審に引き続き公益財団法人生長の家社会事業団の勝訴となりました。（日本教文社は上告）

## 教団による「聖經 甘露の法雨」の違法複製頒布の差止請求について

財団法人生長の家社会事業団は、昭和34年11月22日、教団に対して、「聖經 甘露の法雨」の著作権者として、肌守りまたは霊牌用に限り「非売品」として複製し交付することを無償で許諾しておりましたが、

基本財産(著作権)収益である印税収入は、本来公平適正に収受すべきが原則であり、公益目的事業以外で特定の団体に特別の利益(無償使用許諾)を供与し続けることは、財団法人生長の家社会事業団が公益財団法人に移行するため、法的な問題を生じるおそれがあること、

財団法人生長の家社会事業団に対して、信頼関係を完全に破壊する行為(日本教文社の著作権侵害に対する民事訴訟についての重大な妨害等)が行われたこと及び

財団法人生長の家社会事業団がブラジル伝道本部に対して無償使用許諾していた著作権の印税を教団が無断で横取りしようとする指示行為が行われたことを理由として、平成23年12月28日付の内容証明郵便により、平成24年3月31日の経過をもって無償使用許諾を終了する旨を顧問弁護士を通して通知しました。

ところが、教団は、平成24年3月31日の経過後も、平然と、財団法人生長の家社会事業団の著作権を侵害して違法な複製・頒布を継続していることが判明いたしました。

このため、公益財団法人生長の家社会事業団では、繰り返し、教団に対して、内容証明郵便による「著作権侵害差止請求及び嚴重警告書」を発送して、侵害の差止めを請求するとともに、三億円以下の罰金及び十年以下の懲役等の嚴重な処断を受けることを警告しております。

なお、教団に対する最初の通知より1年10ヵ月以上を経過しましたので、前述の最高裁判所の判決を受け、平成25年10月28日、上記の差止請求において、教団に対しても「聖經甘露の法雨」の著作権侵害差止等請求訴訟に踏み切った次第であります。

なお、教団に対する「聖經甘露の法雨」の著作権侵害差止請求については、仮処分命令申立(平成25年(ヨ)第22074号 著作権侵害差止仮処分事件)も行いました。

本件については、東京地方裁判所民事46部が担当し、平成25年12月19日に、仮処分命令申し立ての審尋と本訴の第1回口頭弁論期日が、平成26年2月7日以来、順次、弁論準備手続が実施されましたが、同年12月8日をもって同弁論準備手続が終結し、平成27年1月20日に地裁の弁論終結(結審)となり、同年3月12日に上記の『生命の教育』の著作権侵害差止請求とともに判決が言渡されました。

「 主 文

3 被告生長の家は、原告公益財団法人生長の家社会事業団に対し、別紙書籍目録記載2の書籍(注、「聖經 甘露の法雨」)を複製し、又は頒布してはならない。

」

以上の理由として、東京地方裁判所は、次のとおり教団の主張をことごとく退けました。

「第3 当裁判所の判断

3 被告書籍2〔注、「聖經 甘露の法雨」 折本型経本であり書籍本体の大きさは縦約7cm×横約3cm×厚さ約0.5cm〕に関する合意の終了(争点)について  
〔中略〕

被告生長の家の主張はいずれも採用できない。〔中略〕

そこで、原告事業団の解約に正当な理由があるかをみるに、前記認定事実によれば、

被告生長の家が、原告事業団に対し、頭注版及び「生命の實相 愛蔵版」以外の「生命の實相」の著作権を谷口雅春先生の相続人から取得したとの独自の見解を前提に別件訴訟1の第2事件の訴えを提訴したこと、

別件訴訟1の第1審判決においての見解が退けられた後にも、同様の見解を前提として社団法人「生長の家ブラジル伝道本部」に対し、亡雅春の著作物に関する印税を支払うよう申入れをしたことなど、

原告事業団と被告生長の家の間の紛争の内容に照らせば、原告事業団と被告生長の家の間の信頼関係は破壊されたというべきものであり、原告事業団の解約には正当な理由があるものと認められる。」

さらに、同裁判所は、同月13日に次の仮処分命令を決定しました。

「 仮 処 分 決 定

当事者の表示 別紙当事者目録のとおり

上記当事者間の平成25年(ヨ)第22074号著作権侵害差止仮処分命令申立事件について、当裁判所は、債権者らの申立てを相当と認め、債権者らに担保として金50万円の担保を立てさせて、次のとおり決定する。

主 文

債務者〔注、教団〕は、別紙書籍目録記載の書籍〔注、「聖經甘露の法雨」〕を複製、頒布してはならない。」

本訴の判決が最終確定する前であっても、以上の仮処分は直ちに効力を生じております。

これらの判決及び仮処分決定に伴い、公益財団法人生長の家社会事業団より全国の生長の家教区教化部長・教区役職者並びに練成道場総務・講師・役職者に対して、「違法複製物(お守り「聖經甘露の法雨」)の裁判所差止命令に関する重要通知書」を発信しました。

東京地方裁判所において敗訴した教団は、平成27年3月25日、知的財産高等裁判所に控訴しました。これに対して、公益財団法人生長の家社会事業団及び株式会社光明思想社は附帯控訴を行いました。

同年9月3日、第1回の口頭弁論期日が開廷されましたが、同日をもって結審となり、同高裁は、和解を斡旋しました。同年9月11日、9月30日、11月5日に和解期日が開かれました。当方は、著作権者及び出版権者として、信徒のために、「著作権者 生長の家社会事業団」及び「謹製 光明思想社」を明示したお守り「聖經甘露の法雨」を供給する意思があることを伝えました。しかし、控訴人(教団)は、お守り「聖經甘露の法雨」について、株式会社光明思想社からの納入を否定し、かつ、出版権者である光明思想社を表示しない形での有償使用許諾契約を要求してきましたので、当方は断固拒絶し、和解不成立となりました。

同高等裁判所判決言渡しは前記日本教文社に対する判決と同時でした。知財高裁第4部は、著作権の帰属等の法的判断については最高裁の判断に従い、完全に公益財団法人生長の家社会事業団に帰属するとの判断でしたが、教団による肌守り及び霊牌用の「聖經甘露の法雨」の複製頒布を合意した昭和34年11月22日付けの「覚書」について、期限の

定めがないものにすぎず、永久的なものではないと判断しましたが、その解約については信頼関係の破壊等の正当事由が必要であり、信頼関係が破壊されたと認めるほどの正当事由の立証は不十分として、一部敗訴の結果となりました。公益財団法人生長の家社会事業団及び光明思想社は、これを不当（理由不備ないし経験則違反・審理不尽）として、平成28年3月7日、上告及び上告受理申立を行いました。

## エ．教団による違法不当な商標登録による「實相」本尊の礼拝禁止と「聖旗」の冒涇を阻止するための行政訴訟の補助参加について（本件訴訟）

教団は、谷口雅春先生ご揮毫の「實相」（本尊）について「娯楽施設の提供」等の指定役務（経済サービス）の商標として、及び「光輪卍十字架図」（聖旗）について「香水類、たこやき」等の販売商品の商標として、それぞれ特許庁に登録しました。

これに対して、谷口雅春先生を学ぶ会（代表中島省治氏）が、特許庁への商標の登録を無効とする審判の請求を経て、平成27年10月19日、同審決取消の行政訴訟を知的財産高等裁判所に提訴しましたが、財団法人生長の家社会事業団も、公益目的事業（青少年の宗教的情操教育事業、講師養成事業、物故者顕彰慰霊事業等）に重大な利害関係を有しますので、知財高裁に、原告補助参加の申立を行いました。（教団の異議申立に係る反論も行う。） また、本事件は、憲法上の信教の自由に関係する重大な憲法問題でもありますので、憲法学者からも「意見書」を提出していただきました。

## オ．教団発行の『万物調和六章経』における著作権侵害（「大調和の神示」の無断使用）に対する民事訴訟について

教団は、その宗教活動において、谷口雅春先生著作「聖經甘露の法雨」の使用を事実上廃棄し、現総裁谷口雅宣氏の著作と「真理の吟唱」から抜粋により構成した「万物調和六章経」を発行し、新経本として使用させています。しかも、その巻頭に、財団法人生長の家社会事業団に著作権が帰属する『生命の實相』第1巻巻頭の「大調和の神示」を、財団法人生長の家社会事業団の許諾を得ることなく無断使用しております。財団法人生長の家社会事業団は、平成27年7月15日、教団に対する著作権侵害差止請求を内容証明郵便をもって通知しましたが、教団はこれを平然と無視して、著作権侵害物の増刷頒布を継続している状態でした。

平成27年10月21日、公益財団法人生長の家社会事業団は、出版権者である株式会社光明思想社とともに、東京地方裁判所に、著作権及び出版権に対する教団の侵害（教団発行の『万物調和六章経』における「大調和の神示」の違法使用）の複製頒布の差止及び損害賠償請求の民事訴訟を提訴しました。

### 3. まとめ

以上陳述しました客觀的事実及び本件訴訟における他の証拠にも既に明らかなとおり、被告教団については、次のとおり明白な事実が存するものであります。

- 1 現在、第三代目総裁谷口雅宣氏の事実上の恣意的独裁下にある被告教団及びその支配下の関係団体は、法と事実を平然と無視し、設立者谷口雅春先生により正当に著作権と公益的使命を託された原告補助参加人に対して、社会通念上からも理解出来ない非常識な訴訟行為等を行ってきた客觀的事実が存すること。
- 2 被告のこのような法と社会通念を無視する態度が、今回、谷口雅春先生の宗教的信条を正しく継承せんとする団体に対して、憲法上の信教の自由を侵害する行為として行われたものが、「實相」本尊及び「光輪卍十字架図」を、「宗教集会の運営」、「宗教教育」及び「葬儀の執行」等の本来的宗教活動を指定役務として商標登録したことは明白であり、国民の基本的な人権擁護の観点からも断じて許されないものであること。
- 3 従って、原告補助参加人である公益法人生長の家社会事業団が設立以来、公益事業(現在は公益目的事業)として宗教的情操教育及び創立者谷口雅春先生著作の著作物の普及活動等及び儀式行事(葬儀を含む)の執行等において使用してきた礼拝の対象である「實相」及び創立者谷口雅春先生の宗教的信念の象徴である「光輪卍十字架図」の使用は正当なものであり、これを妨害することは許されないものであること。

以上